H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0461
H_{29} ＝ 0.0243
H_{30} ＝ 0.02304
$H_{令元}$＝ 0.00238
$H_{令2}$＝ 0.00382
$H_{令3}$＝ 0.00608
I_n　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
$J_{令3}$＝ 0.00200
K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額
L_{16} ＝ 0.031
L_{17} ＝ 0.030
L_{18} ＝ 0.030
L_{19} ＝ 0.030

H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0226
H_{29} ＝ 0.0244
H_{30} ＝ 0.00359
$H_{令元}$＝ 0.00238
$H_{令2}$＝ 0.00382
I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額
J_{16} ＝ 0.032
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.030
J_{19} ＝ 0.030